

国民健康保険被保険者証の区分判定誤りについて

1 判定誤りの内容

令和3年8月1日から更新する国民健康保険被保険者証を令和3年7月1日に各世帯主へ交付。そのうち、①令和2年度の国民健康保険税に未納がある431世帯に短期の国民健康保険被保険者証を交付すべきところ、満期の被保険者証を、②令和2年度以前にも滞納がある108世帯に国民健康保険被保険者資格証明書を交付すべきところ、短期の被保険者証を送付していたことが判明。

直接的な原因は、滞納者リストを作成する基準日を本来「2021年（R3年）4月30日」とすべきところを「2020年（R2年）4月30日」と指定していたことで、この間の滞納者が除外されたことであった。

2 経緯

| 月日 | 内容 |
|---------|--|
| 7/7（水） | 市民から誤った有効期限（1年間有効の満期の被保険者証）の保険証が届いているようだとの連絡が入り、確認したところ、誤っていることが判明。ただちにシステム運用会社に調査を依頼。 |
| 7/12（月） | システム運用会社が正しい区分判定処理をし、影響があると思われる世帯610件を特定。そのうち、資格異動等により差し替えを行い7/12（月）に送付する予定であった世帯については、区分誤りがないか確認し差し替えを行い発送。 |
| 7/14（水） | 直接的な原因について、滞納基準日の設定誤りであったため、滞納情報の取り込みが除外された者がいたことだと報告を受ける。この時点で差し替え対象となる世帯を539世帯と特定。 |

3 対応

539世帯に対し、納税状況（納付相談）を再確認し、満期証発送者で短期証差し替え対象者を7月26日時点で320名、資格証明書対象者は0人と確定。27日に正しい被保険者証等、お詫び文書及び返却用封筒を同封し郵送により差し替えを行う。

収納状況を確認しながら返信されない世帯には、電話及び訪問により対応する。

4 再発防止策について

年次更新前にシステム運用会社に処理手順等入念に確認を行う。

処理手順を見直し、処理を実行する際には2人体制でチェックを行う。